

適正な労働条件の確保に関する取組について

当公社が発注する建設工事では、下請取引の適正化や技能労働者への適切な水準の賃金支払をお願いしているところですが、適正な労働条件の確保を徹底するため、令和4年10月1日以降に入札公告等を行うものから下記のとおり実施することとしましたので、当公社との契約締結にあたってはご留意願います。

記

- 1 工事請負契約書に「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を追加**
労働関係法令の遵守及び最低賃金額以上の賃金支払を強く求めることを「特記事項」として工事請負契約書（請書）に追加します。
(下請契約（元下間、下下間）においても特記事項の追加を求めます)
- 2 「誓約書」の提出**
特記事項の遵守をより確実にするため、別添「誓約書」の提出を契約締結の条件とします。
(各下請業者からの誓約書の徴収・保管を元請業者に求めます)
- 3 「施工体系図」に誓約書の日付欄を新設**
各下請業者から徴収する誓約書の提出状況を確認するため、施工体系図に誓約書の日付を記入する欄を新設します。
- 4 下請業者への指導等**
下請業者に対する労働関係法令の遵守の指導等必要な措置を元請業者に求めます。
- 5 労働基準監督署から行政指導があった場合の報告**
労働基準監督署から最低賃金法違反について行政指導を受けた場合は、当公社にその旨及び対応方針の報告を求めます。
(各下請業者が受けた場合は元請業者に当公社への報告を求めます)
- 6 違反者に対する契約の解除**
以下に該当する場合は、契約解除を行うことがあります。
 - ・当公社が求めた報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合
 - ・最低賃金法違反で送検された場合(各下請業者が違反した場合は下請契約の解除を求めます)

【運用開始日】

令和4年10月1日以降に「入札公告」や「指名通知」等を行うものから適用します。

(請負者用)

誓約書

令和 年 月 日

福岡県道路公社理事長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく建設工事に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

〇〇〇〇工事

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく建設工事に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく建設工事に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに当公社へ報告を行うこと。
ア 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
イ 労働基準監督署に上記の是正報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく建設工事の一部を他の者に行わせようとする場合の当該下請負人等(一次下請以降全ての下請負人をいう。以下同じ。)は、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者とし、この誓約書に準ずるものを当公社に提出すること。
を当公社に提出すること。
- (4) 下請負人等が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負人等に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく建設工事において、次のいずれかに該当するときに当公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他当公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
ア 当公社に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

別表(誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)